

(独占禁止法違反行為)

- 1 指名停止業者 新明和工業（株）
- 2 代表者氏名 五十川 龍之
- 3 所在地 兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 4 指名停止の期間 令和7年5月1日から令和7年7月31日まで
(3か月間)
- 5 指名停止の理由 特定エレベーター方式PS設置工事の受注に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
このことは、建設工事等の請負契約（業務委託を含む。）の契約の相手方として不相当と認められるため。